

周南市営住宅条例及び周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例及び周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例及び周南市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(周南市営住宅条例の一部改正)

第1条 周南市営住宅条例（平成15年周南市条例第217号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号本文中「親族」を「親族等（親族）」に改め、同号中「含む。」の次に「）又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。」を加え、同号ただし書中「同居の親族」を「同居の親族等」に改め、同項第4号中「親族」を「親族等」に改める。

第9条第1項第2号及び第12条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

第51条第1号中「親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「親族等」に改める。

(周南市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 周南市特定公共賃貸住宅条例（平成15年周南市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 親族等 法第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。

第6条第1号及び第4号、第27条第1項並びに第28条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあっては第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、<u>同居の親族</u>がない入居者の居住の用に供する山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の市営住宅に入居しようとする者については、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする<u>親族</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあっては第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>（<u>親族</u>（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は<u>児童</u>（<u>児童福祉法</u>（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。以下同じ。）があること。ただし、<u>同居の親族等</u>がない入居者の居住の用に供する山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の市営住宅に入居しようとする者については、この限りでない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする<u>親族等</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する</p>

現行	改正案
<p>法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（5）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの住宅に入居することができるように配慮し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため<u>親族</u>と同居することができない者</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>親族</u>以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号の規</p>	<p>る法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（5）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（入居者の選考）</p> <p>第9条 入居者の選考は、当該入居者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの住宅に入居することができるように配慮し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため<u>親族等</u>と同居することができない者</p> <p>（3）～（6）（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>親族等</u>以外の者を同居させようとするときは、市長の定めるところにより承認を受けなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（入居者資格）</p> <p>第51条 第49条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号の規</p>

現行	改正案
<p>定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする<u>親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</u>があるもの</p> <p>(2) （略）</p>	<p>定にかかわらず、次の条件を具備するものでなければならない。</p> <p>(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>があるもの</p> <p>(2) （略）</p>

周南市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>（3）<u>親族 入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び6親等内の血族又は3親等内の姻族をいう。</u></p> <p>（4）（略）</p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>に規定する所得をいう。</p> <p>（3）<u>親族等 法第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）をいう。</u></p> <p>（4）（略）</p>
<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>があること。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ同居の<u>親族</u>がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居しようとする者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4）その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しよう</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1）現に同居し、又は同居しようとする<u>親族等</u>があること。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ同居の<u>親族等</u>がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居しようとする者</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>（4）その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しよう</p>

現行	改正案
<p>とする<u>親族</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第27条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居を認められた<u>親族</u>以外の<u>親族</u>を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第28条 特定公共賃貸住宅の入居者が同居の<u>親族</u>を残して死亡し、又は退去した場合において当該同居の<u>親族</u>が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居の<u>親族</u>は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>とする<u>親族等</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>（5）（略）</p> <p>（同居の承認）</p> <p>第27条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該入居者の入居の際に同居を認められた<u>親族等</u>以外の<u>親族等</u>を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（入居の承継）</p> <p>第28条 特定公共賃貸住宅の入居者が同居の<u>親族等</u>を残して死亡し、又は退去した場合において当該同居の<u>親族等</u>が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居を希望するときは、当該同居の<u>親族等</u>は、市長の定めるところにより、入居の承継について市長の承認を得なければならない。</p> <p>2 （略）</p>